

不動産公売の御案内

入札期間 令和7年10月23日（木）午前8時30分 から
令和7年10月30日（木）午後5時15分 まで

開札日 令和7年11月5日（水）午前10時

開札場所 【秦野市役所 西庁舎3階 大会議室】
神奈川県秦野市桜町一丁目3番2号

入札について

- 1 公売は、地方税法が準用する国税徴収法に基づいて行われます。
- 2 公売財産の内容は、公売財産明細書に記載してあります。
- 3 入札その他の手続等については、「入札される方へ」を御覧ください。
- 4 公売公告兼見積価額公告は、市役所掲示場に掲示してあります。
- 5 入札に際しては、あらかじめ公売財産の現況等を確認し、関係公簿を閲覧したうえで入札してください。
- 6 公売公告後に公売を中止する場合がありますので、事前に御確認ください。
- 7 御不明な点がございましたら、担当課までお尋ねください。

秦野市役所 総務部債権回収課 0463-82-5134（直通）

目 次

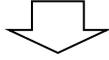
	ページ
公売の日時及び場所	3
公売手続きの概要	4
入札される方へ	5
提出書類記入例	1 1
公売財産明細書	2 3

公 売 の 日 時 及 び 場 所

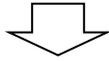
入 札 期 間	令和7年10月23日(木) 午前8時30分 から 令和7年10月30日(木) 午後5時15分 まで
入 札 書 提 出 先	〒257-8501 神奈川県秦野市桜町一丁目3番2号 秦野市役所 本庁舎2階 総務部 債権回収課
入 札 方 法	入札必要書類一式を秦野市役所債権回収課へ郵送または持参
公 売 保 証 金 の 納 付 期 限	令和7年10月30日(木) 午後3時00分まで
開 札 日 時	令和7年11月5日(水) 午前10時00分
開 札 場 所	秦野市役所西庁舎3階 大会議室
売 却 決 定 日 時	令和7年11月26日(水) 午前10時00分
買受代金の納付期限	令和7年11月26日(水) 午後2時00分まで

公売手続きの概要

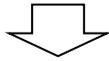
公 売 公 告



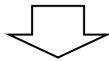
入 札 期 間
公 売 保 障 金 振 込
入 札 書 等 の 提 出



開 札 期 日
最 高 価 申 込 者 の 決 定
(次 順 位 買 受 申 込 者 決 定)



売 却 決 定
買 受 代 金 納 付 期 限



所 有 権 移 転 手 続

●入札書等の様式は秦野市（以下「当市」といいます。）ホームページからダウンロードできるほか、秦野市役所債権回収課（以下「当課」といいます。）に電話または来庁により請求できます。

●公売保証金は期間内に当市指定の口座に振込んでください。

●入札等当必要書類は期間内に当課へ提出してください。（期間内必着）

●開札は当課が行います。開札に必ずしも立ち会う必要はありません。

●最高価申込者及び次順位買受申込者の方には、当課から開札当日中に電話連絡いたします。

●買受人には買受代金納付期限までに買受代金を当市指定の口座に振り込んでいただきます。

●納付確認後、売却決定通知書を交付します。

●権利移転手続きに必要な書類を提出していただきます。詳細は別途御案内します。

入札される方へ

1 買受人の制限

原則としてどなたでも公売に参加することができますが、次に該当する者は、法令の規定により公売財産を買い受けることはできません。

- (1) 滞納者等、国税徴収法第92条の規定に該当する者
- (2) 公売による売却の実施を妨げる行為をした者等、国税徴収法第108条の規定に該当する者
- (3) 暴力団員等、国税徴収法第99条の2の規定に該当する者
- (4) 公売財産が農地等の場合、公売財産の買受人について、一定の資格その他の要件を必要とする場合に、これらの資格を有しない者（買受適格証明書の提出ができない者等）

2 公売財産についての注意事項

- (1) 公売財産の種類または品質に関する不適合について、滞納者（現所有者）および当市は担保責任を負いません。
- (2) 公売財産の面積等は公簿上によるものです。
- (3) 境界及び建物内部の調査や、土壌汚染やアスベスト等に関する専門的な調査は行っておりません。物件の現況、権利関係、法的規制などは、公売財産明細書等の関係資料のほか、登記簿等の公簿類や現地調査などにより内容を十分確認してください。なお、現地調査に当たっては、公売財産の所有者、占有者などの権利を侵害しないよう留意してください。
- (4) 買受人は、買受人に対抗することができる公売財産上の負担（マンション管理費の未納分等）を引受ける必要があります。
- (5) 公簿類に表示された地積・境界等の情報は、物件の現況と相違している場合があります。隣地との境界確定には当市は関与しませんので、買受人と隣地所有者との間で協議してください。
- (6) 当市は不動産の引渡しの義務を負いません。公売財産内の動産類やゴミの撤去、占有者や居住者の立退き、前所有者からの鍵の引渡しなどは、全て買受人自身で行ってください。

3 提出書類

入札に当たっては、以下の書類を提出してください。

なお、入札書その他必要書類の様式は、当市ホームページの公売情報からダウンロードするか、当課に電話または来庁の上、御請求ください。

(1) 入札書

「入札書」は以下の内容に気を付けて記載し、必ず売却区分番号及び開札日時を記載した「入札書提出用封筒」に入れ、密封して提出してください。

ア 個人にあつては住所登録上の住所・氏名を、法人にあつては商業登記上の所在地・名称を記載してください。

- イ 共同で入札される場合は、共同入札用の入札書を使用して下さい。
- ウ 字体は鮮明に記載してください。また、書き損じた場合は訂正したり、抹消したりせず、新たな入札書を作成してください。
- エ 一度提出した入札書は入札期間内であっても、引き換え、変更または取消をすることはできません。
- オ 同一人が同一の売却区分番号の公売財産に対して2枚以上の入札書を提出した場合には、その入札書はいずれも無効なものとなります。
- カ 1つの入札書提出用封筒には、1枚の入札書のみを封入して下さい。入札書以外の書類を封入した場合、また複数の入札書を同封した場合、入札は無効となります。

(2) 公売保証金振込通知書兼払渡請求書

公売保証金の納付後「公売保証金振込通知書兼払渡請求書」を作成し、提出してください。

公売保証金振込通知書兼払渡請求書の太い枠内を必ず記載するとともに、振込を依頼した金融機関から交付された振込金受取書（原本）を所定の位置に貼付してください。なお、インターネットバンキングやATMを利用した場合は、振込が確認できる画面を印刷したものや利用明細書等を貼付してください。

(3) 陳述書

ア 入札をしようとする方（法人の場合は、その役員）又は自己の計算において入札をさせようとする方（法人の場合は、その役員）が暴力団員等ではないことの「陳述書」を提出してください。

イ 代理人が入札する場合には本人の、共同で入札する場合には共同入札者全員の「陳述書」が必要です。

ウ 陳述書が提出されない場合や記載内容に不備がある場合、入札等が無効となります。記載漏れ及び誤記のないことを確認してください。

エ 法人で入札される場合は、法人の役員を証する書類（発刊後3月以内の商業登記簿に係る登記事項証明書等）を添付してください。

オ 宅地建物取引業法第3条第1項の免許を受けて事業を行っている者は都道府県又は国土交通省（各整備局）が発行する免許証等の写しを陳述書に添付してください。

カ 債権管理回収業に関する特別措置法第3条の許可を受けて事業を行っている者は、法務省が発行する許可証等の写しを陳述書に添付してください。

(4) 委任状

代理人が入札する場合は本人の、共同で入札する場合は共同者全員の「委任状」を提出してください。なお、法人の代表権限を有しない方（従業員等）がその法人の入札手続きを行う場合も、委任状が必要です。

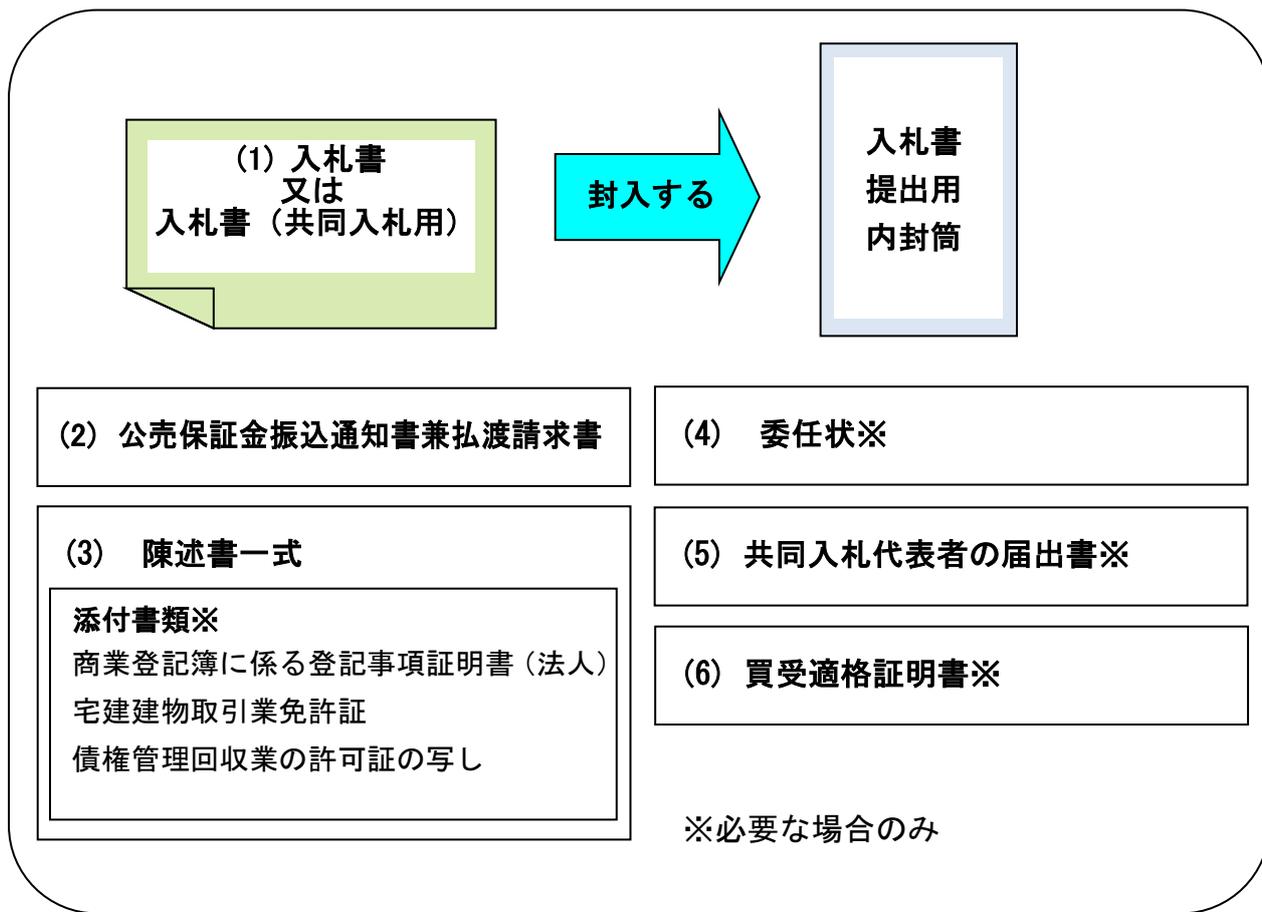
(5) 共同入札代表者の届出書

共同して入札する場合は、専用の「入札書（共同入札用）」を使用し、「共同入札代表者の届出書」を提出してください。

(6) 買受適格証明書

公売財産が農地等の場合は、都道府県知事又は農業委員会の発行する「買

受適格証明書」を提出してください。



4 提出方法

書類は入札関係書類提出用外封筒に封入し、「書留、簡易書留、特定記録郵便」のうち任意の方法で郵送するか、当課の窓口に持参してください。

なお、郵送による提出の際、入札期間を経過した後に到着した入札書は無効となります。

また、複数の売却区分を入札する場合は、売却区分ごとに提出書類等を仕分けし、クリップ等で止めて、区別できるようにしてください。

5 公売保証金の納付

公売保証金を要する公売財産については、入札書の提出前に、公売保証金の入金が必要となります。

公売保証金は当市が指定する口座への振込により納付してください。

公売保証金の振込先は、下記のとおりです。

スルガ銀行 秦野支店 普通口座 1250237 ハダノシカイケイカンリシャ

【公売保証金振込通知書兼払渡請求書の記載における注意事項】

- ① 公売保証金振込人は、公売の入札者でなければなりません。振込人と入札者が異なる場合は、入札が無効となります。
- ② 振込は、売却区分ごとに必ず「電信」又は「至急扱い」で振込み、振込者（入札者）の氏名（名称）の前に必ず「売却区分番号」を記載してください。
（記載例）「1－1 秦野太郎」「2－1 株式会社おもたん不動産」
- ③ 公売保証金は、公売保証金の納付期間内に、当市指定の預金口座に入金済となる必要があります。納付期間内に、着金が確認できない場合、入札は無効となります。
- ④ 振込手数料は、入札者の負担となります。
- ⑤ 公売保証金の振込後は、その取消し又は変更はできません。

6 開札の方法

開札は入札者の面前で行います。開札に必ずしも立ち会う必要はありません。

入札者又はその代理人が開札の場所にいないときは、公売事務を担当していない職員が立ち会って開札します。

7 最高価申込者の決定

売却区分番号ごとに、入札価額が見積価額以上で、かつ、最高の価額である入札者を最高価申込者として決定します。

8 追加入札

開札の結果、最高価申込者となるべき者が2人以上いる場合は、その入札者の間で追加入札を行います。追加入札の価額がなお同額の場合は、くじで最高価申込者を決定します。

なお、追加入札に当たっては、次の事項に留意してください。

- (1) 追加入札の価額は、当初の入札価額以上でなければなりません。
- (2) 追加入札をすべき者が入札をしなかった場合又は追加入札価額が当初の入札価額に満たなかった場合には、国税徴収法第108条の規定により、公売の参加を制限し、公売保証金の返還を受けられないことがあります。

9 次順位買受申込者の決定

入札価額が見積価額以上で、最高価額に次いで高額であり、かつ、最高価額か

ら公売保証金の額を控除した価額以上である入札者から、次順位による買受の申込みがあるときは、最高価申込者の決定後、その者を次順位買受申込者として決定します。

なお、次順位買受申込者が2人以上ある場合は、くじで決定します。

10 再度入札

開札の結果、最高価申込者がいない場合は、再度入札を行うことがあります。

11 公売保証金の返還

最高価申込者とならなかった者が納付した公売保証金は、原則として、公売終了後、「公売保証金振込通知書兼払渡請求書」に記載された預金口座への振込により返還します。

次順位買受申込者に対しては、最高価申込者が買受代金を納付した後に同様の方法で返還します。

返還には一定の日数を要します。

12 売却決定

売却決定は、公売公告に記載した日に、最高価申込者に対して行います。

ただし、売却決定の日時まで、買受人が暴力団員等に該当しないことの調査が明らかにならない場合は、売却決定の日時及び買受代金の納付の期限が変更されます。

なお、次順位買受申込者に対する売却決定は、国税徴収法第113条第2項各号に掲げる日に行います。

13 買受代金の納付

買受人は、売却決定後、公売公告に記載した納付期限までに、当市が指定した金融機関の指定口座へ振り込んでください。

買受代金の納付確認後、売却決定通知書を交付します。

14 権利移転及び危険負担移転の時期

原則として、買受人は、買受代金の金額を全額納付したときに公売財産を取得します。ただし、法の規定により許可、承認又は登録を要するものは、関係機関の許可、承認又は登録等の要件を満たさなければ権利移転の効力は生じません。

また、危険負担は、買受代金を納付した時点で買受人に移転します。買受代金納付後に生じた財産の滅失・毀損及び盗難等による損害の負担は、買受人が負うこととなります。

15 権利移転の手続及び費用

所有権移転の登記手続きは買受人の請求に基づき、当課が行います。買受人は、所有権移転等登記請求書に必要書類を添えて、当課に提出してください。

なお、公売による権利移転に伴う費用（所有権移転登記の登録免許税、嘱託書

の郵送料等)は、買受人の負担となります。

16 最高価申込者決定等の取消し

次に該当する場合には、最高価申込者決定等を取消します。

- (1) 売却決定前に、公売に係る徴収金の完納の事実が証明されたとき。
- (2) 最高価申込者等が国税徴収法第99条の2各号に規定する暴力団員等に該当するとき。
- (3) 最高価申込者等が国税徴収法第108条第1項及び第5項の規定に該当するとき。

17 売却決定の取消し

次に該当する場合には、買受人に対して行った売却決定を取消します。

- (1) 買受人が買受代金を納付する前に、公売に係る徴収金の完納の事実が証明されたとき。
- (2) 買受人が買受代金を納付期限までに納付しなかったとき。
- (3) 国税徴収法第108条第2項の規定に該当し、最高価申込者の決定を取消したとき。
- (4) 買受人が国税徴収法第114条の規定により買受けを取消したとき。

18 入札等又は買受けの取消し

最高価申込者等の決定又は売却決定をした場合において、国税通則法第105条第1項ただし書その他の法律の規定に基づき、入札後の手続きが停止される場合があります。

この場合、手続きが停止されている間は、その最高価申込者又は買受人は、その入札等又は買受けを取消することができます。

19 公売保証金の帰属

買受人が買受代金を納付期限までに納付しないことにより売却決定が取消された場合は、その者の納付した公売保証金は、その公売に係る徴収金に充当され、なお残余があるときは、これを滞納者に交付します。

また、国税徴収法第108条第2項の処分を受けた者の納付した公売保証金は、当市に帰属します。

提出書類記入例

記入例

入 札 書

秦野市長

令和●●年●●月●●日

入 札 者	住所 (所在地)	〒●●●●-●●●● 秦野市桜町1丁目3番2号	個人の場合は住民票上の住所、氏名を、法人の場合は商業登記簿上の所在地・名称及び入札される方の役職・氏名を記入ください
	フリガナ	ハダノ タロウ	
	氏名 (名称)	秦野 太郎	
代 理 人	住所 (所在地)	〒	
	フリガナ	代表権のない方が入札する場合は、代理人の欄に記入してください。 ※委任状が必要です	
	氏名 (役職名)		

下記のとおり入札します。

記

売 却 区 分 番 号	入 札 価 額																						
●-1	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">百億</td> <td style="text-align: center;">十億</td> <td style="text-align: center;">億</td> <td style="text-align: center;">千万</td> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">十万</td> <td style="text-align: center;">万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">百</td> <td style="text-align: center;">十</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">¥</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">●</td> <td style="text-align: center;">●</td> <td style="text-align: center;">●</td> </tr> </table>	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円				¥	1	2	3	4	●	●	●
百億	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円													
			¥	1	2	3	4	●	●	●													

【注意事項】

- 1 入札書は、入札を行う公売財産ごとに、それぞれ作成してください。
- 2 字体は鮮明に、インク又は消えないボールペンで書いてください。ゴム印は使用できません。
- 3 複数人が共同して入札する場合には、共同入札書の様式を使用してください。
- 4 代理人が入札する場合は、入札に先立って委任状を提出してください。
- 5 入札価額はアラビア数字で明確に記載し、入札価額の頭部には「¥」を記載してください。
- 6 公売財産の売却決定は、最高価申込者の入札価額をもって行います。
- 7 書き損じたときは、訂正をしないで、新しい入札書を作成してください。
- 8 架空の名義又は他人の名義を使用しないでください。
- 9 入札者は、提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができません。
また、同一人が同一の公売財産について2枚以上の入札書を提出した場合はいずれの入札書も無効なものとなります。
- 10 次順位買受申込について、記入がない場合は申込を希望しないものとします。

☆次の項目について、該当するものに○をつけてください。

次順位買受申込資格者に該当した場合の次順位買受申込について

○	次順位買受申込みをします。
□	次順位買受申込みをしません。

記入例

入 札 書 (共 同 入 札 用)

令和〇年〇〇月〇〇日

秦野市長

共同 入札 代表者	住所 (所在地)	〒 ●●●● - ●●●● 秦野市桜町1丁目3番2号	<div style="border: 2px solid black; padding: 5px;"> 個人の場合は住民票上の住所、氏名を、法人の場合は商業登記簿上の所在地・名称及び入札される方の役職・氏名を記入ください </div>	
	フリガナ	ハダノ タロウ		連絡先 (電話 番号)
	氏名 (名称)	秦野 太郎		0463-81-●●●●
代 理 人	住所 (所在地)	〒	<div style="border: 2px solid black; padding: 5px;"> 個人の場合は住民票上の住所、氏名を、法人の場合は商業登記簿上の所在地・名称及び入札される方の役職・氏名を記入ください </div>	
	フリガナ			連絡先 (電話 番号)
	氏名 (役職名)			

下記のとおり入札します。

記

売却区分番号 ●-1	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="11">入 札 価 額</th> </tr> <tr> <th>百億</th> <th>十億</th> <th>億</th> <th>千万</th> <th>百万</th> <th>十万</th> <th>万</th> <th>千</th> <th>百</th> <th>十</th> <th>円</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>¥</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> </tr> </table>	入 札 価 額											百億	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円				¥	1	2	3	4	●	●	●
入 札 価 額																																		
百億	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円																								
			¥	1	2	3	4	●	●	●																								

【注意事項】

- 1 入札書は、入札を行う公売財産ごとに、それぞれ作成してください。
- 2 字体は鮮明に、インク又は消えないボールペンで書いてください。ゴム印は使用できません。
- 3 代理人が入札する場合は、入札に先立って委任状を提出してください。
- 4 入札価額はアラビア数字で明確に記載し、入札価額の頭部には「¥」を記載してください。
- 5 公売財産の売却決定は、最高価申込者の入札価額をもって行います。
- 6 書き損じたときは、訂正をしないで、新しい入札書を作成してください。
- 7 架空の名義又は他人の名義を使用しないでください。
- 8 入札者は、提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができません。
また、同一人が同一の公売財産について2枚以上の入札書を提出した場合はいずれの入札書も無効なものとなります。
- 9 次順位買受申込について、記入がない場合は申込を希望しないものとします。

☆次の項目について、該当するものに○をつけてください。

次順位買受申込資格者に該当した場合の次順位買受申込について

<input type="radio"/>	次順位買受申込みをします。
<input type="radio"/>	次順位買受申込みをしません。

記入例

公売保証金振込通知書兼払渡請求書						
売却区分番号		● - 1				
公売保証金振込者		〒●●●●-●●●● 神奈川県秦野市桜町1丁目3番2号 電話番号 0463-81-■●●■				
① 字体は鮮明に、インク又は消えないボールペンで書いてください。ゴム印は使用できません。 ② 法人の場合は、その所在地、名称及び代表者名を記載してください。	氏名(名称)	カブシキガイシャ ハダノシ ハダノ タロウ 株式会社 秦野市 代表取締役 秦野 太郎				
	フリガナ	ハダノ タロウ				
	代表者名(法人)	秦野 太郎				
	公売保証金の返還事由が生じたときは、この保証金について、次の口座へ振込みによる払渡しを請求いたします。					
公売保証金の返還請求 入札者の御本人の口座を記載してください。	氏名(名称)	秦野 太郎				
	振込先の金融機関名	〇〇 銀行・組合 金庫・農協 ▲▲ 本店・本所 支店・支所				
	預金種別	普通 当座				
	口座番号	1	2	3	4	● ● ●
	フリガナ	カブシキガイシャ ハダノシ				
	口座名義人	株式会社 秦野市				
秦野市処理欄	受理年月日	令和	年	月	日	取扱者確認
	受入(振込確認)年月日	令和	年	月	日	取扱者確認
	払出年月日	令和	年	月	日	取扱者確認
	支払年月日	令和	年	月	日	取扱者確認
備考欄						

(注) 入札者又は買受申込者は、太い枠内を必ず記載してください。

金融機関の証明書(振込金受取書)の貼付箇所

公売保証金を指定の金融機関の口座に振り込んだ旨の証明として、振込みを依頼した金融機関から交付を受けた「振込金受取書」の原本を、この枠内に貼り付けて提出してください。
 なお、張り付けに当たっては、剥がれないように確実に張り付けてください。
 また、振込みに当たっては、金融機関の注意事項をよく読んで、間違いのないようにしてください。

記入例

陳述書（個人用）

秦野市長

※内容を確認し、□にチェックを入れてください。

私は、暴力団員等ではありません。

※「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。

私は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において、入札等をする者ではありません。

※該当する場合は、□にチェックを入れてください。

自己の計算において私に入札等をさせようとする者は、陳述書別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」に記載のとおりです。
この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。

売却区分番号	● - 1	陳述書作成日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
入札者 (買受申込者)	住所	〒●●●●-●●●● 神奈川県秦野市桜町1丁目3番2号 電話番号 0463 (81) ■■■■	
	(フリガナ)	ハダノ タロウ	
	氏名	秦野 太郎	
	生年月日	<input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 平成 <input checked="" type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 令和	▲▲年▲▲月▲▲日

※太枠内を御記入ください。

【注意事項】

- 本様式は、入札者(買受申込者)が個人の場合に使用する陳述書です。
陳述書は、入札等を行う財産(売却区分番号)ごとに作成し、入札等までに提出してください。
提出がない場合や記載に不備がある場合は、入札等が無効となりますので、正確に記載してください。
- 字体は鮮明に、インク又は消えないボールペンで書いてください。ゴム印は使用できません。
- 共同で入札等を行う場合は、入札者(買受申込者)ごとに陳述書を提出してください。
- 提出後の陳述書(別紙を含む。)の訂正や追完はできません。
- 入札者(買受申込者)が宅地建物取引業又は債権管理回収業の事業者の場合には、その許認可等を受けたことを証明する文書(宅地建物取引業の免許証又は債権管理回収業の許可証)の写しを提出してください。
- 自己の計算において入札等をさせようとする者(入札者(買受申込者)に資金を渡すなどして自己の為に入札等をさせようとする者をいいます。)がある場合は、陳述書別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」を併せて提出してください。
- 虚偽の陳述をした場合、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処せられることがあります(国税徴収法第189条)。

記入例

陳述書（法人用）

秦野市長

※内容を確認し、□にチェックを入れてください。

当法人は、暴力団員等が役員である法人ではありません。

※「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。

当法人は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において、入札等をする者ではありません。

※該当する場合は、□にチェックを入れてください。

自己の計算において当法人に入札等をさせようとする者は、陳述書別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」に記載のとおりです。

この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。

売却区分番号	● - 1	陳述書作成日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
入札者 (買受申込者)	法人所在地	〒●●●●-●●●● 神奈川県秦野市桜町1丁目3番2号 電話番号 0463 (81) ■■■■	
	(フリガナ)	カブシキカイシャ 秦野	
	法人名称	株式会社 秦野	
	代表者氏名	秦野 太郎	
	役員	陳述書(法人用)別紙「入札者(買受申込者)である法人の役員に関する事項」のとおり	

※太枠内を御記入ください。

【注意事項】

- 本様式は、入札者(買受申込者)が法人の場合に使用する陳述書です。
陳述書は、入札等を行う財産(売却区分番号)ごとに作成し、入札等までに提出してください。
提出がない場合や記載に不備がある場合は、入札等が無効となりますので、正確に記載してください。
- 陳述書(法人用)別紙「入札者(買受申込者)である法人の役員に関する事項」及び「法人の役員を証する書面(商業登記簿に係る登記事項証明書等)」を併せて提出してください。
- 字体は鮮明に、インク又は消えないボールペンで書いてください。ゴム印は使用できません。
- 共同で入札等を行う場合は、入札者(買受申込者)ごとに陳述書を提出してください。
- 提出後の陳述書(別紙を含む。)の訂正や追完はできません。
- 入札者(買受申込者)が宅地建物取引業又は債権管理回収業の事業者の場合には、その許認可等を受けたことを証明する文書(宅地建物取引業の免許証又は債権管理回収業の許可証)の写しを提出してください。
- 自己の計算において入札等をさせようとする者(入札者(買受申込者)に資金を渡すなどして自己の為に入札等をさせようとする者をいいます。)がある場合は、陳述書別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」を併せて提出してください。
- 虚偽の陳述をした場合、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処せられることがあります(国税徴収法第189条)。

記入例

【陳述書(法人用)別紙】

入札者(買受申込者)である法人の役員に関する事項

※該当する□にチェックを入れてください。

1	住 所	〒●●●●-●●●● 神奈川県秦野市桜町1丁目3番2号		
	(フリガナ)	ハダノ タロウ		
	氏 名	秦野 太郎	役職	代表取締役
	生 年 月 日	<input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 平成 <input checked="" type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 令和	●●年●●月●●日	性別 <input checked="" type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性
2	住 所	〒▲▲▲▲-▲▲▲▲ 神奈川県秦野市桜町1丁目●番▲号		
	(フリガナ)	ハダノ ハナコ		
	氏 名	秦野 花子	役職	▲▲
	生 年 月 日	<input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 平成 <input checked="" type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 令和	▲▲年▲▲月▲▲日	性別 <input type="checkbox"/> 男性 <input checked="" type="checkbox"/> 女性
3	住 所	〒◆◆◆◆-◆◆◆◆ 神奈川県秦野市桜町1丁目●番◆号		
	(フリガナ)	ハダノ イチロウ		
	氏 名	秦野 一郎	役職	◆◆
	生 年 月 日	<input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 平成 <input checked="" type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 令和	◆◆年◆◆月◆◆日	性別 <input checked="" type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性
4	住 所	〒		
	(フリガナ)			
	氏 名		役職	
	生 年 月 日	<input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 令和	年 月 日	性別 <input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性
5	住 所	〒		
	(フリガナ)			
	氏 名		役職	
	生 年 月 日	<input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 令和	年 月 日	性別 <input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性

【注意事項】

- 1 入札者(買受申込者)が法人の場合は、本書面及び「法人の役員を証する書面(商業登記簿に係る登記事項証明書等)」の提出が必要です。提出がない場合や記載に不備がある場合は、入札等が無効となりますので、正確に記載してください。
- 2 字体は鮮明に、インク又は消えないボールペンで書いてください。ゴム印は使用できません。
- 3 役員全員(代表者を含む。)を記載してください。役員が6人以上いる場合は、本用紙を複数枚用いてください。
- 4 提出後の陳述書(別紙を含む。)の訂正や追完はできません。

記入例

【陳述書別紙】

自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項

※該当する□にチェックを入れてください。

<input checked="" type="checkbox"/> 個人	住所	〒●●●●-●●●● 神奈川県秦野市桜町1丁目3番2号		
	(フリガナ)	ハダノ タロウ		
	氏名	秦野 太郎		
	生年月日	<input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 平成 <input checked="" type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 令和	●●年●●月●●日	性別 <input checked="" type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性
<input type="checkbox"/> 法人	法人所在地	〒		
	(フリガナ)			
	法人名称			
	役員	別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者(法人)の役員に関する事項」のとおり		

【注意事項】

- 1 自己の計算において入札等をさせようとする者がいる場合は、本書面の提出が必要です(複数いる場合は、本用紙を複数枚用いてください。)
提出がない場合や記載に不備がある場合は、入札等が無効となりますので、正確に記載してください。
- 2 自己の計算において入札等をさせようとする者が法人である場合は、別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者(法人)の役員に関する事項」及び「法人の役員を証する書面(商業登記簿に係る登記事項証明書等)」の提出が必要です。
- 3 字体は鮮明に、インク又は消えないボールペンで書いてください。ゴム印は使用できません。
- 4 提出後の陳述書(別紙を含む。)の訂正や追完はできません。
- 5 入札者(買受申込者)が宅地建物取引業又は債権管理回収業の事業者の場合には、その許認可等を受けたことを証明する文書(宅地建物取引業の免許証又は債権管理回収業の許可証)の写しを提出してください。

記入例

(別紙)

自己の計算において入札等をさせようとする者(法人)の役員に関する事項

※該当する□にチェックを入れてください。

1	住 所	〒●●●●-●●●● 神奈川県秦野市桜町1丁目3番2号		
	(フリガナ)	ハダノ タロウ		
	氏 名	秦野 太郎	役職	代表取締役
	生年月日	<input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 平成 <input checked="" type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 令和	●●年●●月●●日	性別 <input checked="" type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性
2	住 所	〒▲▲▲▲-▲▲▲▲ 神奈川県秦野市桜町1丁目●番▲号		
	(フリガナ)	ハダノ ハナコ		
	氏 名	秦野 花子	役職	▲▲
	生年月日	<input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 平成 <input checked="" type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 令和	▲▲年▲▲月▲▲日	性別 <input type="checkbox"/> 男性 <input checked="" type="checkbox"/> 女性
3	住 所	〒◆◆◆◆-◆◆◆◆ 神奈川県秦野市桜町1丁目●番◆号		
	(フリガナ)	ハダノ イチロウ		
	氏 名	秦野 一郎	役職	◆◆
	生年月日	<input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 平成 <input checked="" type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 令和	◆◆年◆◆月◆◆日	性別 <input checked="" type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性
4	住 所	〒		
	(フリガナ)			
	氏 名		役職	
	生年月日	<input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 令和	年 月 日	性別 <input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性
5	住 所	〒		
	(フリガナ)			
	氏 名		役職	
	生年月日	<input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 令和	年 月 日	性別 <input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性

【注意事項】

- 1 自己の計算において入札等をさせようとする者が法人の場合は、本書面及び「法人の役員を証する書面(商業登記簿に係る登記事項証明書等)」の提出が必要です。
提出がない場合や記載に不備がある場合は、入札等が無効となりますので、正確に記載してください。
- 2 字体は鮮明に、インク又はボールペンで書いてください。
- 3 役員全員(代表者を含む。)を記載してください。役員が6人以上いる場合は、本用紙を複数枚用いてください。
- 4 提出後の陳述書(別紙を含む。)の訂正や追完はできません。

記入例

委 任 状

令和●●年●●月●●日

インク又は消えないボールペンで書いてください。ゴム印は使用できません。

住所（所在地） 秦野市桜町1丁目3番2号

株式会社 秦野市
氏名（法人の名称及び代表者名） 代表取締役 秦野 太郎

電話番号 0463-81-■■■■

私は、次の者を代理人と定め、次の権限を委任します。

受任者

住所 秦野市桜町1丁目●番▲号

氏名 秦野 花子

電話番号 0463-81-▲▲▲▲

委任事項

令和〇〇年〇〇月〇〇日開札の公売（売却区分番号 ●-1）に関する

- 1 入札手続に関する権限
- 2 公売保証金の納付の権限及び受領に関する権限
- 3 公売保証金の充当に関する権限
- 4 買受代金の納付に関する権限
- 5 公売財産の受領に関する権限
- 6 上記1~5に附帯する一切の権限

注1 共同で入札を行う場合、共同入札者全員の委任状が必要です。

注2 法人の入札で、代表権限を有しない社員（従業員等）が入札書を提出する場合、その者に対する委任状を作成し、提出する必要があります。

記入例

共同入札代表者の届出書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

秦野市長

令和〇〇年〇〇月〇〇日開札の公売財産（売却区分番号 ●－１）の入札に当たり、共同入札者全員を代表し入札手続等を行う者（入札書等の提出者、公売保証金及び買受代金の領収証書のあて名となる者等）として、次のとおり共同入札代表者を定めたので、届けます。

共同 入札 代表 者	住所 (所在地)	〒●●●●－●●●● 神奈川県秦野市桜町1丁目3番2号	
	フリガナ	ハダノ タロウ	電 話 番 号
	氏 名 (名称)	秦野 太郎	0 4 6 3 - 8 1 - ■■■■

	住所（所在地）	氏名（名称）	持 分
共同 入札 者 (共同 入札 代表 者 含む)	〒●●●●－●●●● 秦野市桜町1丁目3番2号	秦野 太郎	3/5
	〒▲▲▲▲－▲▲▲▲ 秦野市桜町1丁目●番▲号	秦野 花子	1/5
	〒◆◆◆◆－◆◆◆◆ 秦野市桜町1丁目●番◆号	秦野 一郎	1/5
			/
			/
			/
			/

※ 共同入札者全員を記載し、「持分」の合計が「1」になるようにしてください。

【注意事項】

- 1 共同入札代表者の届出書は、入札を行う公売財産ごとに、それぞれ作成してください。
※ 共有できない公売財産については共同入札はできません。
- 2 字体は鮮明に、インク又は消えないボールペンで書いてください。ゴム印は使用できません。
- 3 共同入札者は、共同で入札に参加される全ての者を記載してください。
また、公売財産の持分についても、事前に入札者間で決定の上、必ず記載してください。
- 4 共同入札者全員からの委任状を提出してください。
- 5 書き損じたときは、訂正をしないで、新しい共同入札代表者の届出書を作成してください。

公 壳 財 產 明 細 書

公売財産明細書

売却区分番号	1—1	見 積 価 額	6,400,000円
		公 売 保 証 金	650,000円
不動産の表示（登記簿の表示による。）			
土地の表示			
所 在	秦野市落合字草山		
地 番	24番3		
地 目	宅地		
地 積	120.66㎡		
所 在	秦野市落合字草山		
地 番	24番11		
地 目	宅地		
地 積	0.51㎡		
主である建物の表示			
所 在	秦野市落合字草山 24番地3		
家屋番号	24番3		
種 類	居宅		
構 造	木造スレート葺2階建		
床面積	1階 59.48㎡ 2階 57.69㎡		
不動産の状況			
＜公法上の規制＞			
<ul style="list-style-type: none"> ・第一種低層住居専用地域（高さの制限：10m）、日影規制（一）、宅地造成等工事規制区域、指定建ぺい率50%、指定容積率100% 			
＜画地状況＞			
<ul style="list-style-type: none"> ・間口約11.8m、奥行約9.6m、規模121.17㎡、形状 ほぼ長方形地 ・接面道路との関係は中間画地です。 ・東側約11.8mが幅員約11mの両側歩道付舗装県道70号（建築基準法第42条第1項第1号）に概ね等高に接面しています。 ・都市計画法第29条開発許可済地：許可日 平成8年4月16日 			
＜交通・接近条件＞			
<ul style="list-style-type: none"> ・小田急小田原線「秦野駅」から北東方向へ道路距離で約1.7km。徒歩約22分。 ・神奈川中央交通バス「落合入口」停留所から徒歩1分。 			
＜供給処理施設＞			
<ul style="list-style-type: none"> ・上水道：東側県道70号内水道本管100mmから引込管20mmで給水。 ・公共下水道：汚水：東側県道70号内汚水本管200mmから取付管150mmで 接続 雨水：放流先不明 			

・ガス：プロパンガス

<建物の外観等>

建物は、築後約28年を経過しており、経年相応の摩滅・老朽化が認められます。

<その他>

- ・公売財産の面積等の情報は公簿上によるものです。
- ・土壌汚染、アスベスト等に関する専門的な調査は行っていません。また、廃棄物等の埋設有無についても専門的な調査は行っていません。
- ・境界及び建物内部の調査は行っておりません。あらかじめ現況関係公簿等の確認が必要です。
- ・居住者がいます。秦野市は引渡し義務を負いませんので、鍵の引き渡し等、全て買受人の責任の下、買受人自身が対応してください。
- ・敷地内及び建物内に残置された動産の処分については、所有者と協議の上、全て買受人の責任の下で行ってください
- ・公売財産の種類または品質に関する不適合について、滞納者（現所有者）および秦野市は担保責任を負いません。
- ・公売財産は完了検査を受けておらず、検査済証の交付がありません。そのため、今後、増改築等を行うためには別途、建築基準法適合状況調査を行う必要があります。
- ・東側県道70号を挟んだ向かいの土地（日本たばこ産業(株)安全性研究所跡）にスーパーマーケットが令和8年度に開業予定です。

<特記事項>

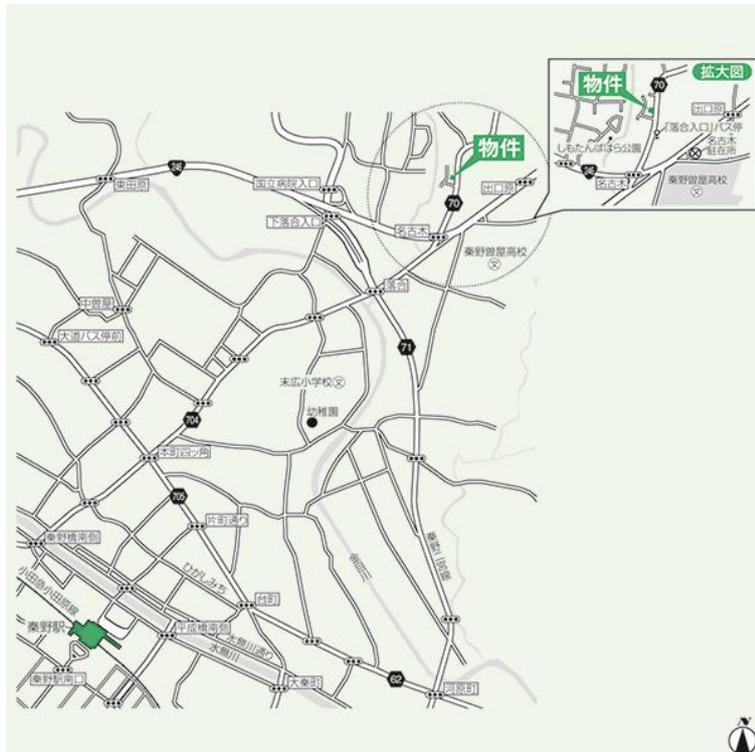
- ・消費税・地方消費税の課税財産と非課税財産が混在する財産です。
- ・国税徴収法第89条第3項に基づき、一括換価の方法により公売を行います。

その他の事項	公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札価額をもって行います。
問い合わせ先	秦野市役所 債権回収課 電話 0463-82-5134（直通）

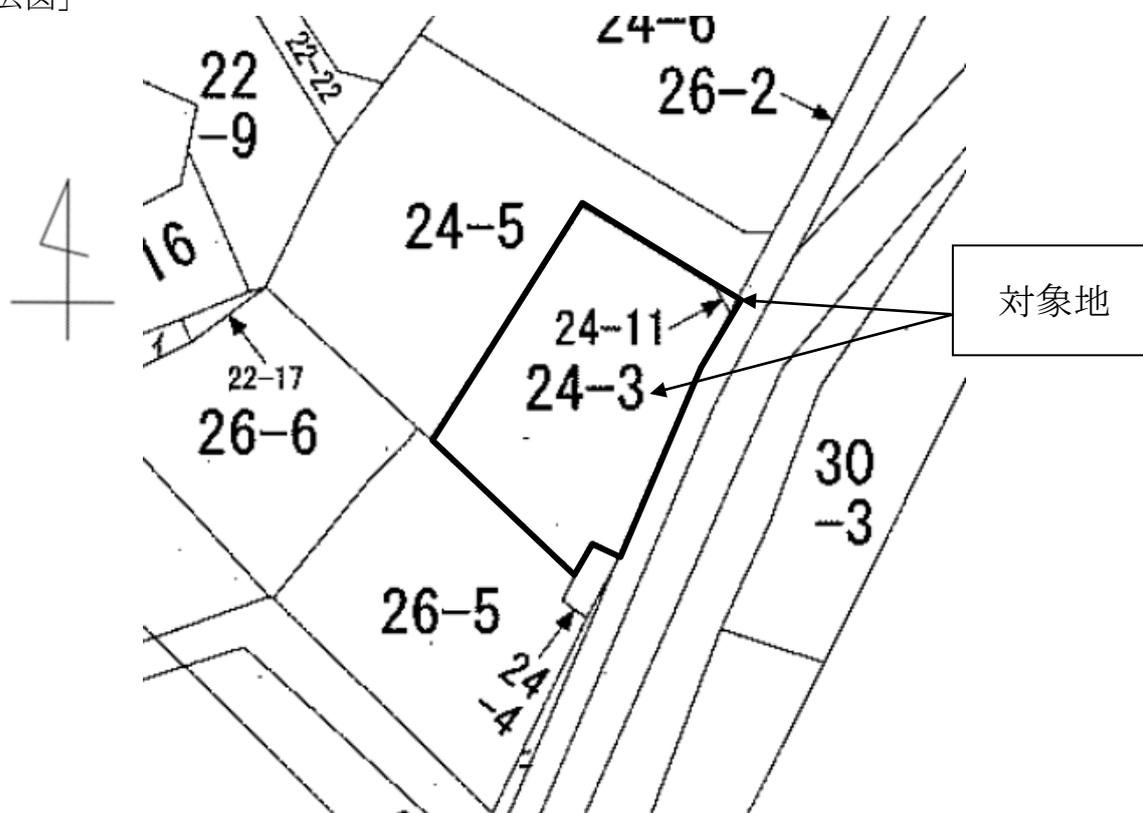
公売財産明細書

売却区分番号	1-1
--------	-----

[所在図]



[公図]

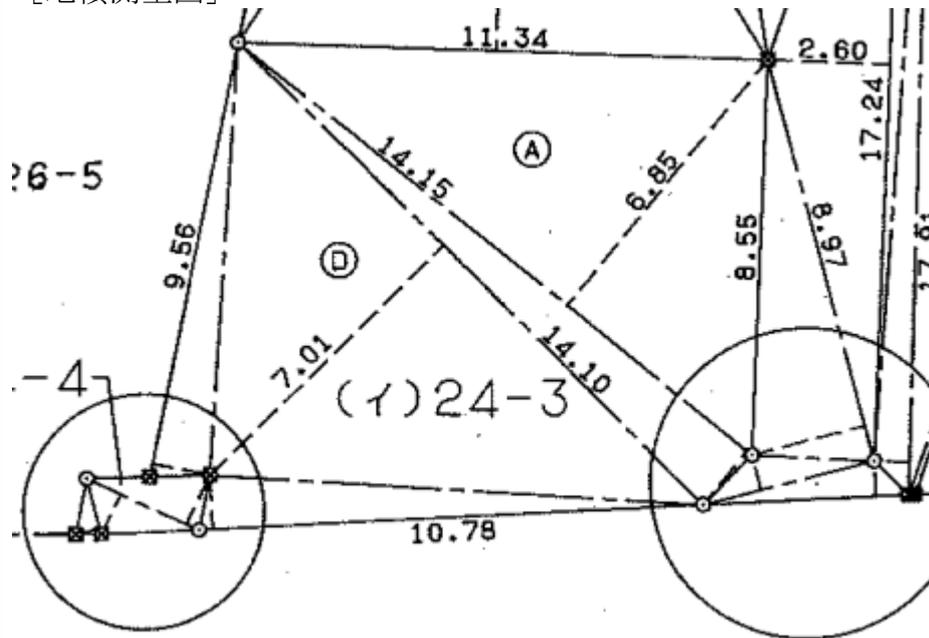


※現地の状況をイメージしやすくするための資料であり、縮尺・位置等は実際と異なる場合があります。あくまで参考としてお考えください。

公売財産明細書

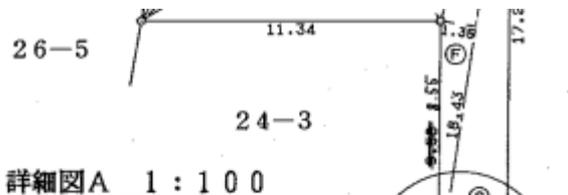
売却区分番号	1-1
--------	-----

[地積測量図]

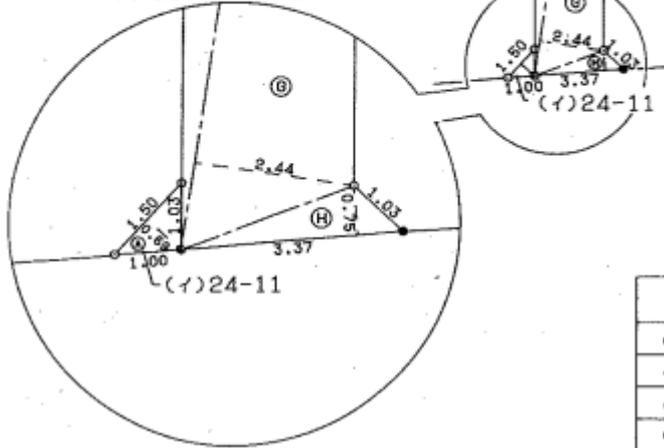


三斜求積表

地番	NO	底辺	高さ	倍面積	地積
(イ)24	A	14.15 ×	6.85 =	96.927500	
-3	B	14.15 ×	1.49 =	21.083500	
	C	9.56 ×	1.23 =	11.758800	
	D	14.10 ×	7.01 =	98.841000	
	E	10.78 ×	1.18 =	12.720400	
	合計			241.331200	
	面積			120.6656000	㎡
	坪数			36.5013	



詳細図A 1:100



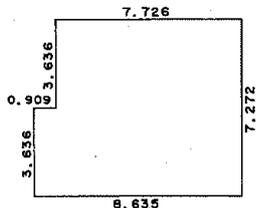
(イ)24	A	1.50 ×	0.69 =	1.035000	
-11	合計			1.035000	
	面積			0.5175000	㎡
	坪数			0.1565	

※現地の状況をイメージしやすくするための資料であり、縮尺・位置等は実際と異なる場合があります。あくまで参考としてお考えください。

売却区分番号	1-1
--------	-----

[建物図面]

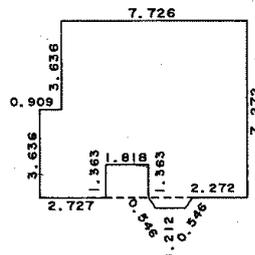
1 階



求積表

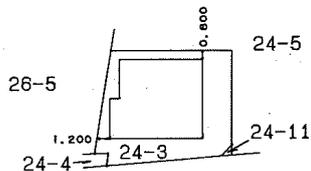
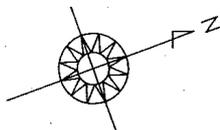
3.636 X 0.909	=	3.305124
7.272 X 7.726	=	56.183472
		合計 59.488596
		床面積 59.48 m ²

2 階



求積表

3.636 X 7.726	=	28.091736
2.273 X 8.635	=	19.627355
1.363 X 4.090	=	5.574670
1.363 X 2.727	=	3.716901
(1.818 + 1.212) X 0.454 X 1/2	=	0.687810
		合計 57.698472
		床面積 57.69 m ²



道路

[間取図]



※現地の状況をイメージしやすくするための資料であり、縮尺・位置等は実際と異なる場合があります。あくまで参考としてお考えください。

公売財産明細書

売却区分番号	1-1
--------	-----

[現況写真]



